

精華町第8期障害福祉計画・精華町第4期障害児福祉計画策定業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名 「精華町第8期障害福祉計画・精華町第4期障害児福祉計画」策定業務
2. 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
3. 業務内容 別紙仕様書のとおり
4. 業務委託料の上限額 4,795,406円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 日程

(1) 公告	令和8年4月20日（月）
(2) 質疑受付期限	令和8年4月27日（月）まで
(3) 質疑回答	令和8年4月28日（火）
(4) 参加申請申込受付期間	令和8年5月11日（月）から 令和8年5月13日（水）まで
(5) 企画提案書提出期間	令和8年5月22日（金）
(6) プレゼンテーション審査	令和8年5月27日（水）
(7) 審査結果通知日	令和8年6月1日（月）
※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。	

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 精華町物品役務競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをした者にあつては、更正計画の認可がされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者（会社更生法にあつては更生手続き開始の決定、民事再生法にあつては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 本プロポーザルの参加申込書の提出期限日から本業務の契約の相手方の特定までの期間において、精華町の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年精華町要綱第9号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 精華町暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関する業務の実績を有していること。

7. 質疑の受付及び回答

本実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、電子メール及びファクスにより別紙「質問書」にて下記まで送信すること。

(1) 送信先：精華町役場 健康福祉環境部 社会福祉課

電子メール：fukushi@town.seika.lg.jp

ファクス：0774-95-3974

電話：0774-95-1904

※ファクスにおいては、送信後、必ず電話により着信確認をすること。

(2) 受付期限：令和8年4月27日（月）午後5時まで【必着】

(3) 回答日：令和8年4月28日（火）

(4) 回答方法：町ホームページに掲載

質問があった場合には、全ての質問及び回答をとりまとめたものを精華町ホームページ上で公開することとし、個別の回答は行わない。

8. 参加申込書等の提出

(1) 提出書類：「公募型プロポーザル参加申込書」、「公募型プロポーザル参加申込受付票」

(2) 提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

精華町役場 健康福祉環境部 社会福祉課

(3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。

（郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。）

(4) 提出期間：令和8年5月11日（月）から令和8年5月13日（水）午後5時まで【必着】

（午前9時から午後5時まで、但し正午から午後1時を除く）

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類：

①企画提案書（任意様式） 正本1部 副本4部 計5部

②会社概要書（任意様式もしくは、会社パンフレットも可） 1部

③業務実績書（任意様式もしくは、会社パンフレットも可） 1部

④見積書（任意様式） 1部

・業務内訳明細を記載し、法人（団体）の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

・人件費、諸経費の内訳が判別できるようにできるだけ詳細に記載すること。

・複数年度の業務となるため、年度ごとに内訳を記載すること。

(2) 提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

精華町役場 健康福祉環境部 社会福祉課

(3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。

（郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。）

(4) 提出期間：令和8年5月22日（金）午後5時まで【必着】

(5) 辞 退：プレゼンテーション及びヒアリングに参加できない事情がある場合は、企画提

案書の提出期限までに、辞退届を提出すること。

(6) その他：

- ①本提案の作成に要した費用、参加に要した経費については、提案者の負担とする。
- ②提出された企画提案書等については、提出後の差し替え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された企画提案書は返却しない。

10. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 開催日： 令和8年5月27日（水）
- (2) 説明者： 提案又は説明については、実際に本業務に携わる主担当者が出席した上で行うものとする。また、出席者は1社あたり最大2名までとする。
- (3) 開催場所： 開催場所、開催時間については、別途連絡する。
- (4) その他：
 - ①プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1社あたり30分以内とする。
 - ②プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合、指定した時間に遅刻した場合には、参加事業者を失格とする。

11. 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

評価基準に基づいて、審査委員会による企画提案の内容・実施能力等に関する評価（以下、「企画点」という。）及び価格に関する評価（以下、「価格点」という。）を合計した総合評価点を比較し、審議のうえ優先交渉事業者を選定する。

(3) 優先交渉事業者の選定方法

①失格者を除いた者の内、(2)の総合評価点が最も高い者を、契約の相手方としての優先交渉事業者として選定する。

②優先交渉事業者の選定

- ・総合評価点の最高得点者が複数生じた場合は、価格点が最も高い者を優先交渉事業者に決定する。なお、価格点も同点の場合については、審査委員会の投票によって選定する。
- ・提案者が1者の場合もプロポーザルは実施する。ただし、評価結果において企画点が最低基準を満たさない場合は、優先交渉事業者としない。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、全ての参加事業者に対して、文書で通知する。

12. 委託契約の締結

- (1) 選定した優先交渉事業者と町とが委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

- (2) 選定した優先交渉事業者と町との間で行う仕様の詳細事項について、協議が整わない場合や特別な事情等により契約を締結しない場合は、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（最低基準を満たした者に限る）と協議を行うこととする。

1 3. 失格

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出書類等が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が受付期間又は提出期限までに提出されない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 「6. 参加資格要件」に示す参加資格要件を欠くこととなった場合
- (7) その他本実施要領に違反すると認められた場合

1 4. 問い合わせ先

精華町 健康福祉環境部 社会福祉課 障害福祉係

電 話：0774-95-1904

ファクス：0774-95-3974

電子メール：fukushi@town.seika.lg.jp

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地

(別紙)

評価基準

区分	項目	審査事項	評価項目	配点 (点)
企画点				50
業務遂行 能力	1	業務実施体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。	5
	2	業務実績	過去又は現在において市町村の発注する障害福祉計画及び基礎調査に関する実績があるか。	5
企画 提案力	3	業務に対する 考え方	計画の特徴など基礎的な知識を有し、かつ現在国から示される計画の策定に係る情報などを把握しているか。	5
	4	独自提案	本業務に関わる独自の提案がなされているか。	5
策定業務	5	業務スケジュール	業務を遂行するにあたり、全体として無理のないスケジュールとして、妥当なものとなっているか。	5
	6	ヒアリング及びアンケート調査	得られた調査結果の活用方法は、課題を整理し、計画への的確に反映させられる内容となっているか。	7
	7	現状分析と課題整理	本町の障害福祉に関する現状や課題の特徴を捉えているか。	7
	8	会議支援	自立支援協議会における資料作成、助言、議事要旨の作成など事務的な支援が期待できるか。	5
	9	計画書の構成	住民に分かりやすく見やすい計画書となるよう、工夫された提案をしているか。	6
価格点				50
見積価格	10	価格評価	本業務に係る経費見積に対する評価	50
合計				100

1. 企画点採点方法

企画提案の内容及び審査委員会の委員が評価基準に基づき評価を行い、配点に従って点数をつける。審査委員会委員全員の点数を合計し、委員数で除した数（小数第1位未満切り捨て）をもって企画点とする。ただし、企画点の50%以上であることを最低基準とし、最低基準未満である場合は、企画点評価を0点とする。

2. 価格点採点方法

- ・ 提出された価格提案書（見積書）に記載されている価格の比較により評価する。
- ・ 価格提案書の見積額が予定価格を超過した場合は0点とする。
- ・ 価格提案書に記載された価格が最低となった提出者の得点を満点とする。
- ・ 最低価格の提出者以外の提出者は、最低価格を当該提出者見積金額で除して得た数値（小数第2位未満切り捨て）に満点の数値を乗じた数値（小数第1位未満切り捨て）をもって価格点とする。